

内部統制基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

法令遵守を経営の基本方針の一つと位置づけ、具体的な行動基準として別に定める行動規範と共に取締役・使用人に周知を図ることとする。

また、総合リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスを確保するために必要な制度を策定し、コンプライアンス体制の状況について検討及び改善を行う。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

総合リスク管理委員会においてリスク管理のための諸施策を行う。

また、大規模な事故・災害が発生した場合に備えてBCP検討会を開催し、危機対応マニュアルの整備や訓練を実施する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程の定めにより、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存するなど、情報の保存及び管理を適切に行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために、業務の近況、各種委員会の行動について報告を受ける。さらに、取締役は必要に応じて議事録及び会議資料を閲覧できることとする。

5. 監査役の職務を補助すべき使用人及びその独立性に関する事項

監査役からの要請がある場合には、必要に応じて、その職務を補助すべき使用人を置くものとする。当該使用人の評価等に関しては、監査役の同意を得て決定するものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

6. 取締役・使用人による監査役への報告体制及びその他監査役監査の実効性を確保するための体制

取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき及び当社に重大な影響を及ぼす事実を発見したときは、当該事実に関する事項を監査役に対して速やかに報告することとする。

また、監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができるものとする。

なお、監査役は会計監査人を監督するものとし、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受けることとする。

2006年5月26日施行

2009年12月25日改定